

市川三郷町 第2期子ども・子育て支援事業計画

概要版

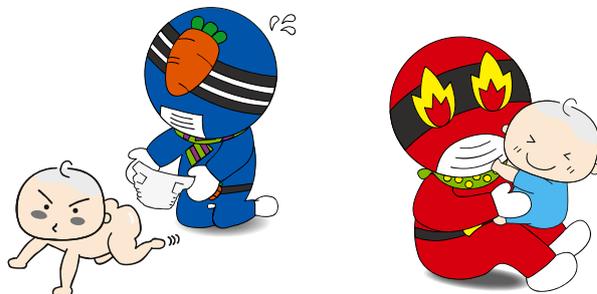


計画策定の背景

近年、晩婚化や女性の社会進出、結婚や出産に対する価値観の変化等により、少子化が急速に進行しています。2016（平成 28）年には全国の年間の出生数が 100 万人を下回り、戦後最低の記録を更新しました。こうした少子化の進行により、社会の活力の低下等、様々な影響が懸念されるようになってきました。また、地域関係の希薄化や家族形態・就労形態の多様化、家庭の経済的負担の増加等、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、安心して子どもを産み育てることは容易ではありません。

こうした状況の中、国では、2012（平成 24）年に保育所や幼稚園、認定こども園を通じた共通の新たな給付の実施や地域の実情に応じた子ども・子育て支援制度の充実等について盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。また、2015（平成 27）年度には、この3法に基づいた幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」を2017（平成 29）年に公表し、2019（令和元）年10月1日より認可・認可外を問わず幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育て支援施策が推進されています。

本町では、2015（平成 27）年3月に「市川三郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、子どもやその保護者への支援、地域や教育・保育サービス事業者との連携を図ってきました。このたび、2019（令和元）年度をもって計画期間が満了すること、また、子育て家庭における問題の多様化や支援の需要の高まりを受け、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とする「市川三郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



計画策定の目的・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づいて作成する法定計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画としての側面も有する、本町の子育て支援施策を総合的に推進していくための基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は「市川三郷町第2次総合計画」及び「市川三郷町第3次地域福祉計画」を上位計画として位置づけるとともに、各種関連計画との整合を図ります。

計画の期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間です。
ただし、計画期間内において、子ども・子育て支援に関連する状況に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
市川三郷町 子ども・子育て支援事業計画						
評価・計画策定		市川三郷町 第2期子ども・子育て支援事業計画				



計画の基本理念

本計画では、以下のように基本理念を定め、子育て支援施策の推進を図ります。

基本理念

安心して子どもを産み育て、
暮らしやすいまちづくり

取り組み方針

基本理念の実現に向けて、4つの取り組み方針により子育て支援施策を展開していきます。

地域における
子育ての支援

親子の健康づくり

学びを通じた成長

暮らしやすい
まちづくり

方針1 地域における子育ての支援

両親学級・母親学級等の地域における相談支援・情報提供等を通して家庭における養育機能の強化を図るとともに、子育てサポーターの養成や子育てサークルの育成、地域の子育て支援拠点等での情報提供等にも注力することで同じような年齢の子どもを持つ親同士の交流を促進し、地域における養育機能の強化を図ります。

また、貧困や虐待、ひとり親家庭、障がいのある子どもや発達気になる子ども等の、社会的支援の必要性がある子どもの問題が顕在化していることを受けて、個々のケースに沿ったきめ細かな対応ができるよう、こうした事象の未然防止及び早期発見、適切な支援に向けた体制の整備に努めます。

方針2 親子の健康づくり

妊娠・出産期から乳児期、幼児期を中心とした時期は子どもの心身の発達の基礎が形成される時期であるため、母親と子どもの健康を維持することが非常に重要になります。そのため、母子の健康状態を把握するための健康診査や健康指導、小児医療の充実を図るとともに、母親の育児に対するストレスや不安の解消に向けた取り組みを推進します。

また、この時期は、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣が形成される時期でもあります。食育の推進を中心に、子どもへの健康的な生活習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

方針3 学びを通じた成長

次代の担い手となる子どもが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、体験的な学習の充実を図るとともに、幅広い人材や伝統的な文化等の地域資源を活用して、本町ならではの体験機会や学習機会を提供できるよう取り組んでいきます。公民館での体験活動やスポーツ少年団等、教室での学習以外に様々な体験が可能となるよう、学びを促進する環境を整備します。

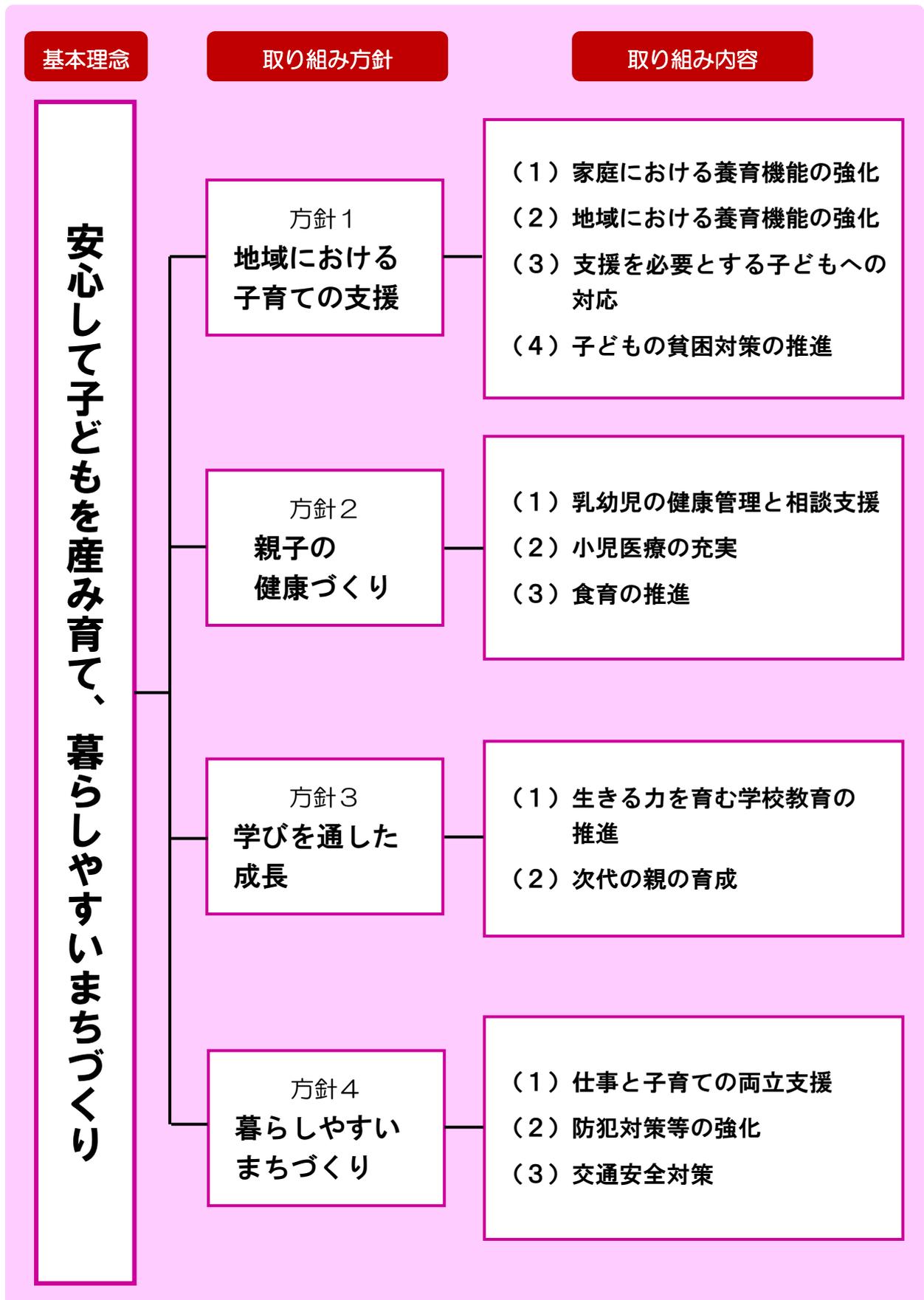
また、子どもたちは将来の地域を支える存在であるとともに、次の世代の親になる存在です。子どもたちのさらにその先の世代を育成するという長期的な視点のもとで、家庭を持つことや子どもを産み育てることの意義や命の大切さについて理解し、自分たちが次代の親となるという意識が醸成されるよう、実際に赤ちゃんとふれ合う体験等の機会の提供に取り組めます。

方針4 暮らしやすいまちづくり

子育て家庭にとって暮らしやすいまちを形成するにあたって、仕事と子育ての両立が重要な課題となっています。そのためには、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等によるサービスの活用のみならず、家庭や職場での役割分担や支え合いも重要になります。ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを中心に、家庭や職場に対して、情報提供や周知・啓発等の働きかけを行っていきます。

また、安心して暮らせる地域社会及び安全な生活環境を整備することは、地域社会全体で子育てを支えていくために必要です。地域で一丸となって防犯や交通安全を推進していくことで、子育て家庭のみならず誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目指します。

子育て支援施策を推進していくにあたって、本計画では、以下の体系に沿って施策を展開します。





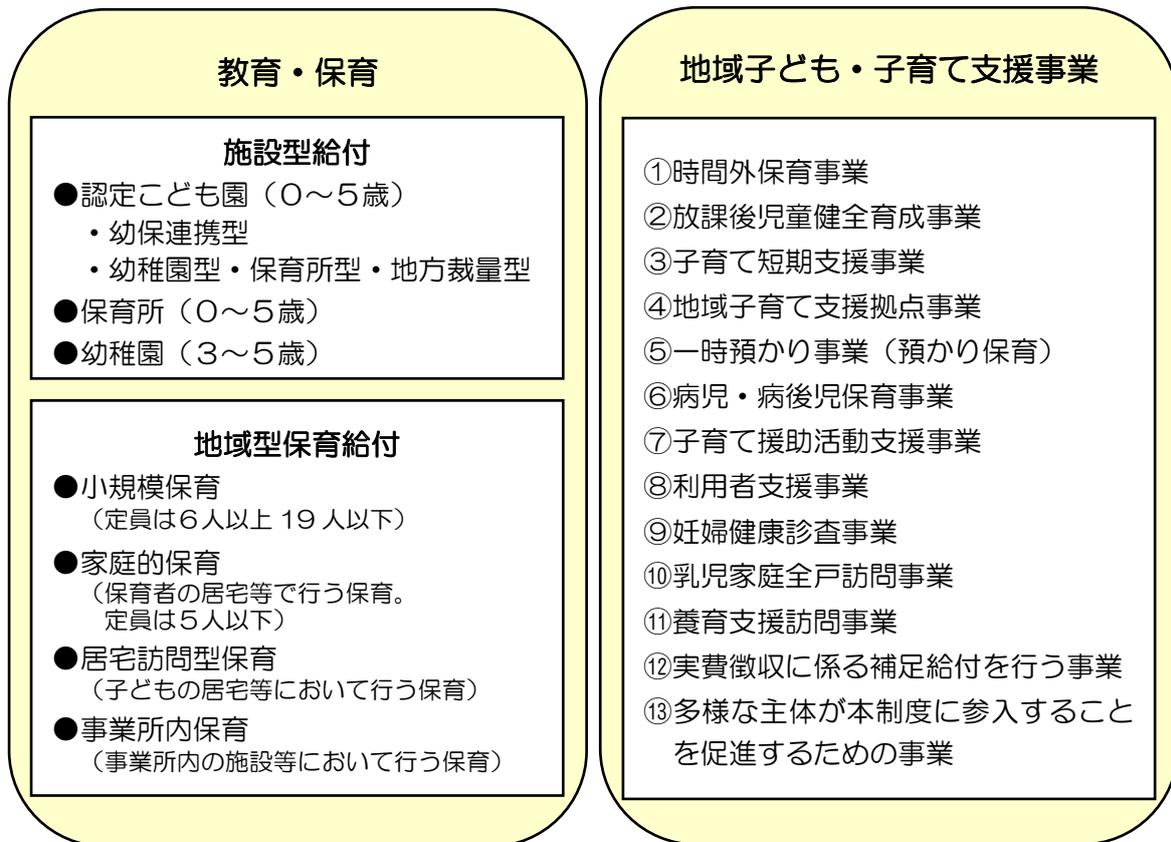
子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育提供区域の設定

本町では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において、町全体を1つの提供区域として設定します。

量の見込みと確保の内容を定める子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画にて定めることとされている以下の事業の量の見込みと、その提供体制の確保の内容についてまとめます。



教育・保育の量の見込み及び確保の内容

【教育・保育の提供と認定区分】

教育・保育の提供においては保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、子どもの年齢や利用目的、保育の必要性等を勘案した上で3区分にそれぞれ認定する仕組みとなっています。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	主に教育または保育	高い	保育所・認定こども園 （幼稚園利用も可能）
3号認定	0～2歳	主に保育	高い	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

【教育・保育の量の見込み及び確保の内容】

本町では、幼児期の学校教育・保育事業の「量の見込み」と「確保の内容」を以下の表のように設定します。

■ 1号認定・2号認定（教育）

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 量の見込み (必要利用定員総数)	50	47	47	42	42
1号認定	21	19	19	17	17
2号認定（教育）	29	28	28	25	25
② 確保の内容	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
②-①	0	3	3	8	8

■ 2号認定（保育）

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 量の見込み (必要利用定員総数)	249	226	227	204	202
② 確保の内容	326	326	326	326	326
特定教育・保育施設	326	326	326	326	326
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	77	100	99	122	124

■ 3号認定（0～2歳）

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 量の見込み (必要利用定員総数)	161	159	165	160	155
0歳	43	42	40	39	38
1～2歳	118	117	125	121	117
② 確保の内容	192	192	192	192	192
特定教育・保育施設	192	192	192	192	192
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	31	33	27	32	37

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

以下の地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保の内容」を以下の表のように設定します。

事業名	事業内容	2024（令和6）年度 （計画終了年度）	
		量の見込み	確保の内容
時間外保育事業 （延長保育事業）	延長保育等、通常の保育時間以外の時間帯に保育を行う事業	65 （人）	150 （人）
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業中に適切な遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る事業	301 （人）	340 （人）
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労等の一定の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かり、養育・保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）等の事業	0 （人／年）	0 （人／年）
地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供する他、地域の子育て支援情報の収集・提供等、子育て全般に関する専門的な支援を行う事業	375 （人回／月）	440 （人回／月）
一時預かり事業 （預かり保育）	一定の理由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、 <u>幼稚園及び認定こども園</u> を利用して <u>いる児童を対象に預かる事業</u>	4,569 （人／年）	480 （人／年）
	一定の理由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、理由を問わず <u>町内の保育所及びファミリー・サポート・センターで預かる事業</u>	440 （人／年）	2,171 （人／年）
病児・病後児保育事業	病気回復期の児童を家庭で保育することができない場合に、看護師や保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業 ※現在、町内では病後児保育事業のみ実施	112 （人／年）	720 （人／年）
子育て援助活動支援事業 （就学児） （ファミリー・サポート・センター事業）	子育てに関して困りごとがあるときに、手助けしてほしい人（お願い会員）と手助けできる人（まかせて会員）をファミリー・サポート・センターがマッチングし、手助けする事業	563 （人／年）	736 （人／年）

事業名	事業内容	2024（令和6）年度 （計画終了年度）	
		量の見込み	確保の内容
利用者支援事業	子育て家庭の親とその子どもが、保育所や認定こども園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者の相談に応じて支援を行う事業	1 か所	1 か所
妊婦健康診査事業	妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、最大 14 回受診できる健康診査への助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業	784 （回／年）	784 （回／年） ※対象となる 全ての妊婦 に実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳幼児の健康や子育て等に関する情報提供・助言・相談対応等を行う事業	58 （人／年）	58 （人／年） ※対象となる 全ての家庭 に実施
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の養育環境の安定を図る事業	2 （人／年）	2 （人／年） ※対象となる 全ての家庭 に実施
事業名	事業内容		
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保育所等が実費徴収を行う際に、保護者が支払うべき費用等の実費負担の部分に対して公費による助成を行う事業		
多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する取り組みや、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力を活用するための事業		

計画の推進体制

サービスを利用したいと考えている保護者が、求めている事業を利用することができるよう、町内の各部門で事業の実施状況等について情報を共有し、密接に連携して子育て支援施策を推進していきます。

また、本計画の推進においては、町全体で、子どもへの支援及び子育て家庭への支援に取り組むことが必要となります。したがって、庁内だけでなく、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、その他の子育て支援施設、地域、関係機関・団体等、子育てに関わる町内の全ての主体との連携・協働により取り組んでいきます。



市川三郷町 第2期子ども・子育て支援事業計画【概要版】 令和2年3月

発行：市川三郷町 編集：市川三郷町 いきいき健康課 子育て支援係

〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間 495 TEL：0556-32-2114 / FAX：0556-32-2887